

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業  
現場技術業務

特 別 仕 様 書

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

(適用範囲)

第1条 令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 現場技術業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」(平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知)別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条 本業務は、全国で実施された農業水利施設の機能診断調査結果・機能保全計画等に係る情報及び農業水利ストック情報データベースの登録情報(以下「ストマネ情報」という。)の把握・集計等を行うことでストマネ情報の精度向上を図るものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等以上の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年、短大・高専卒18年、高校卒23年以上相当の能力と経験を有する者をいう。

- ・技術士(総合技術監理部門(農業－農業土木、農業農村工学))
- ・技術士(総合技術監理部門(電気電子－情報通信))
- ・技術士(農業部門(農業土木又は農業農村工学))
- ・技術士(電気電子部門(情報通信))
- ・博士(当該業務に関連する学術部門)
- ・農業土木技術管理士
- ・農業水利施設機能総合診断士
- ・1級土木施工管理技士
- ・シビルコンサルティングマネージャー(農業土木)

(現場技術員)

第5条 現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

| 技術者区分        | 資 格   |
|--------------|---|
| 現場技術員<br>(C) | ①技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は電気電子－情報通信））<br>②技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は電気電子部門（情報通信））<br>③1級又は2級土木施工管理技士<br>④大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 |

（配置技術者の確認）

第6条 共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第7条 受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（作業条件）

第8条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に実施手順を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。

（貸与資料）

第9条 貸与資料は次のとおりである。

| 番号 | 貸 与 資 料                               | 数量 |
|----|---------------------------------------|----|
| 1  | 令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業現場技術業務報告書 | 1式 |
| 2  | 令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業現場技術業務報告書 | 1式 |

（履行期間）

第10条 履行期間は次のとおりとする。

令和7年4月2日～令和8年3月19日

ただし、準備期間3日間（土日含む場合5日間）を含む。

（業務内容）

第11条 業務内容等については、次のとおりとする。

(1) 管理技術者の業務内容は次のとおりとする。

1) 契約書第9条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の業務打合せをWEBにより行う。

なお、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第5条に定める業務履行状況を報告しなければならない。

(2) 本業務に従事する現場技術員は現場技術員(C)とし、その業務内容は次のとおりとする。

業務内容

| 作業項目                                  | 数量  | 備考 |
|---------------------------------------|-----|----|
| ① 全国で作成された農業水利施設の機能保全計画書等の把握及び登録状況の確認 | 1 式 |    |
| ② 先進技術に関する資料作成等                       | 1 式 |    |
| ③ 農業水利ストック情報データベースシステムロゲイン状況の取りまとめ    | 1 式 |    |
| ④ その他補助作業                             | 1 式 |    |

なお、詳細については別紙「作業項目内訳表」による。

(作業の留意点)

第12条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

(1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員へ説明するものとする。

(2) 計算等のパソコン出力結果をチェックし、また、使用した公式・値等について詳細に説明するものとする。

(業務場所)

第13条 業務場所は、利根川水系土地改良調査管理事務所内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(成果物)

第14条 成果物の提出は次のとおりとする。

(1) 業務実施報告書 1式

(2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式

(3) その他必要な資料 1式

このほか、この業務実施報告書に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、PDFファイルにしたものを電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により

別途1部を提出（出力は不要）するものとする。

（成果物の提出先）

第15条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

（契約変更）

第15条

業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第10条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- （2）第11条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- （3）第13条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- （4）第14条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （5）その他

（その他留意事項）

第16条 その他留意事項は以下のとおりである。

- （1）通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- （2）業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。  
なお、原則として機能等については監督職員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウィルス対策ソフトがインストールされ、ウィルスチェック済みのパソコンとする。  
業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。
- （3）その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合には、設計変更の対象とする。
- （4）受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。  
この場合、机、椅子等は貸与する。  
なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- （5）前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

（定めなき事項）

第17条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙

作業項目内訳表

| 作業項目                                  | 作業内容  | 作業数量 |
|---------------------------------------|---|------|
| ① 全国で作成された農業水利施設の機能保全計画書等の把握及び登録状況の確認 | 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業等で実施された機能診断、機能保全計画といった情報に関する農業水利ストック情報データベースシステムへの登録状況を把握し、実施状況等のとりまとめや確認を行う。また、これらに関する課題のとりまとめや関係機関への情報提供資料等の作成の補助を行う。 | 1 式  |
| ② 先進技術に関する資料作成等                       | 先進技術に関する課題等を整理するための資料作成など監督職員の業務の補助を行う。   | 1 式  |
| ③ 農業水利ストック情報データベースシステムログイン状況のとりまとめ    | 利用状況及び不正アクセスの確認を行うため、農業水利ストック情報データベースシステムへのログイン状況について機関ごとに集計及びとりまとめを行う。   | 1 式  |
| ④ その他補助作業                             | 情報（データ）活用へ向けた取組や会議記録等に関する資料作成を行う。   | 1 式  |

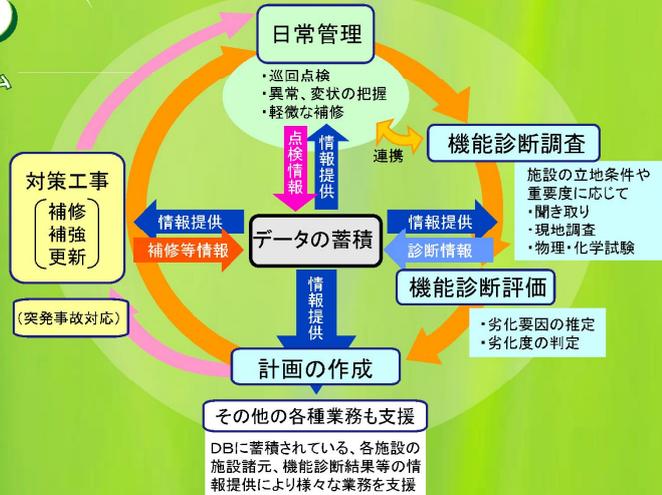
【参考1】農業水利ストック情報データベースシステムの概要

# ストックDB

## 農業水利ストック情報データベースシステム

農業水利施設を管理するためには、各施設の情報が重要です。

農業水利ストック情報データベースシステム（通称「ストックDB」）は、各施設の諸元、維持管理、補修等履歴、機能診断結果など、ストックマネジメントの推進に不可欠な情報を、データベースにより項目毎に文字や数値情報として保管・蓄積し、提供することによって、施設状況の一元的な把握と、適切な機能保全対策、その他の各種業務を支援するシステムです。



## 利用

- ・インターネットに接続されたパソコンがあれば利用可能
- ・特別なソフトウェアのインストールは不要
- ・ホームページの閲覧と同様の簡単操作
- ・ID・パスワードと細かな設定による堅実なセキュリティ確保

ストックDBのトップ画面 ▶



## 検索・閲覧・データ追加

- ・全国の基幹水利施設を収納
- ・施設名、事業名、工種などから高速・確実な検索
- ・施設諸元、維持管理、補修履歴、機能診断など施設のストックマネジメントを網羅
- ・画面を見ながらの入力や、現地で作成したエクセルファイルの取り込みなどの多彩なデータ追加方法を提供

施設検索結果画面 ▶

| 種別 | 区分 | 施設名称   | 種別番号         | 施設種別      | 施設諸元                     | 維持管理                     | 補修履歴                     | 機能診断               |
|----|----|--------|--------------|-----------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------|
| 水門 | 国  | 農業水利事業 | 000000040001 | 取水水門      | 施設諸元<br>2009-03-03 14:25 | 維持管理<br>2011-03-24 09:49 | 補修履歴<br>2010-12-07 16:26 | 機能診断<br>-          |
|    |    |        | 000000040006 | 水管理施設     | 施設諸元<br>2013-06-23 15:05 | 維持管理<br>2011-03-22 11:55 | 補修履歴<br>2009-11-26 17:14 | 機能診断<br>-          |
| 機場 | 国  | 農業水利事業 | 000000040003 | 第1号排水機場   | 施設諸元<br>2013-06-23 17:06 | 維持管理<br>2011-03-24 10:02 | 補修履歴<br>2010-12-07 15:32 | 機能診断<br>-          |
|    |    |        | 000000040005 | 第2号排水機場   | 施設諸元<br>2011-06-23 17:06 | 維持管理<br>2011-03-24 10:26 | 補修履歴<br>2009-07-14 14:17 | 機能診断<br>-          |
| 機場 | 国  | 農業水利事業 | 000000040007 | 0号支線排水機場  | 施設諸元<br>2011-06-23 17:06 | 維持管理<br>2007-08-31 11:43 | 補修履歴<br>-                | 機能診断<br>2009-08-17 |
|    |    |        | 000000040009 | 第3号排水機場   | 施設諸元<br>2013-06-23 17:06 | 維持管理<br>2011-03-24 10:55 | 補修履歴<br>2010-09-24 14:44 | 機能診断<br>-          |
| 機場 | 国  | 農業水利事業 | 000000040014 | 0号10号排水機場 | 施設諸元<br>2011-06-23 17:06 | 維持管理<br>2011-03-24 10:55 | 補修履歴<br>2010-03-24 18:30 | 機能診断<br>2009-10-07 |
|    |    |        | 000000040015 | 0号12号排水機場 | 施設諸元<br>2011-06-23 17:06 | 維持管理<br>2011-03-24 10:59 | 補修履歴<br>2010-03-24 18:31 | 機能診断<br>2009-08-17 |
| 機場 | 国  | 農業水利事業 | 000000040017 | 0号17号排水機場 | 施設諸元<br>2011-06-23 17:06 | 維持管理<br>2011-03-24 11:11 | 補修履歴<br>2010-03-24 18:32 | 機能診断<br>2009-08-17 |
|    |    |        | 000000040002 | 0号水溜      | 施設諸元<br>2011-06-24 10:11 | 維持管理<br>2011-03-23 15:24 | 補修履歴<br>-                | 機能診断<br>-          |
| 水路 | 国  | 農業水利事業 | 000000040004 | 0号幹線用水路   | 施設諸元<br>2011-06-24 10:11 | 維持管理<br>2011-03-25 17:58 | 補修履歴<br>2011-01-31 11:43 | 機能診断<br>2010-07-21 |

## 出力

- ・帳票やグラフ形式の出力が即座に可能
- ・データ分析のためのエクセル形式出力を全データで可能

維持管理台帳の出力結果 ▶

| 維持管理台帳(機場) 1 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |     |     |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|
| 平成14年度       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |     |     |
| 年度           | 1月  | 2月  | 3月  | 4月  | 5月  | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
| 計            | 438 | 601 | 474 | 478 | 457 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   |
| 計            | 438 | 601 | 474 | 478 | 457 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   |

